

県議会議員の定数等の見直し（素案）

岩手県議会では令和2年3月に「議員定数等検討会議」を設置し、岩手県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に検討を行った結果、次のとおり見直しの素案を策定しました。

1 見直し内容

【選挙区と定数の変更】

- ・ 大船渡選挙区と陸前高田選挙区を合区（※）して、定数を2人にする。
 - ・ 九戸選挙区を分割し、洋野町を久慈選挙区、軽米町及び九戸村を二戸選挙区として、それぞれ定数を2人にする。
- ※ いままで別々になっていた選挙区を一つに統合すること。

【定数の変更】

- ・ 盛岡選挙区の定数を10人から11人にする。

2 見直し後の選挙実施時期

次の一般選挙（令和5年9月見込）から適用する。

3 見直しの考え方 ※検討状況は資料1のとおり

（1）総定数について

国勢調査の人口に基づき議員定数を減ずるべきとの意見も出されたが、議員一人当たりの面積が広くなり、有権者の声が届かなくなる懸念があること等の理由により、現行の定数48を維持することとされた。

（2）選挙区の設定について

ア 一人区の実現の組み合わせ

一人区は無競争の傾向があり、無投票を重ねると住民の関心が薄れる恐れがあることから、選挙区の設定にあたっては、できるだけ一人区を解消することとされた。

（ア）大船渡、陸前高田選挙区について

合区する

地域の一体的なつながりを保ちつつ、一人区を解消できる。

（イ）遠野選挙区について

現状維持とする

配当基数1を下回っている陸前高田市とは合区できるが、生活圏が異なり適当ではなく、配当基数が1以上で、他の市と同じ選挙区となれない。

（ウ）久慈、二戸、九戸選挙区について

九戸選挙区のうち洋野町を久慈選挙区、軽米町及び九戸村を二戸選挙区に分割する

現在の選挙区で試算した場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となるが、久慈、二戸選挙区がそれぞれ定数2（2選挙区で定数4）となり、現在の選挙区で試算した場合と比較し定数が1増え、県北振興にも資する。

イ 一人区に関連する選挙区以外の選挙区の取り扱い

・ 普代村の選挙区について

現状維持とする

現在の宮古選挙区の域内での活動（東部町村議長会など）もあり、慎重に結論を出したほうがよい。

（3）選挙区ごとの定数配分について

公職選挙法第15条第8項のただし書きは適用しない

東日本大震災津波など大きな理由があって、これまで久慈選挙区にただし書きを適用してきたが、今回はそのような明確な理由がない。

4 定数の試算について

平成 27 年国勢調査結果に基づく試算			令和 2 年国勢調査結果に基づく試算				
令和元年選挙時の定数			現行選挙区 による定数	見直しによる定数			
選挙区	市町村名	定数		選挙区	市町村名	定数	
盛岡	盛岡市	10	12	盛岡	盛岡市	11	
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3	3	宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3	
大船渡	大船渡市	1	1	大船渡・ 陸前高田	大船渡市	2	
陸前高田	陸前高田市 住田町	1	1		陸前高田市 住田町		
花巻	花巻市	4	4	花巻	花巻市	4	
北上	北上市 西和賀町	4	4	北上	北上市 西和賀町	4	
久慈	久慈市 野田村	2	1	久慈	久慈市 野田村	2	
九戸	洋野町 軽米町 九戸村	1		1	洋野町		4
二戸	二戸市 一戸町	2		1	二戸市 一戸町 軽米町 九戸村		
遠野	遠野市	1	1	遠野	遠野市	1	
一関	一関市 平泉町	5	5	一関	一関市 平泉町	5	
釜石	釜石市 大槌町	2	2	釜石	釜石市 大槌町	2	
八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2	2	八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2	
奥州	奥州市 金ヶ崎町	5	5	奥州	奥州市 金ヶ崎町	5	
滝沢	滝沢市 雫石町	3	3	滝沢	滝沢市 雫石町	3	
紫波	紫波町 矢巾町	2	2	紫波	紫波町 矢巾町	2	

議員定数等検討会議における検討状況

1 総定数について（地方自治法第 90 条）

総定数については、国勢調査の人口に基づき議員定数を減ずるべきとの意見も出されたが、一人区の解消について議論することを前提に、①議員一人当たりの面積が広くなり、有権者の声が届かなくなる懸念があること、②県北、沿岸の定数が減った場合、県土の均衡発展に支障が生じる恐れがあること、③平成 23 年まで地方自治法で定められていた法定上限定数に基づく本県議会の議員定数 49 人を下回っていることとの理由により、現行の定数 48 を維持することで意見がまとまった。

2 選挙区の設定について（公職選挙法第 15 条）

都道府県議会の議員の選挙区は、公職選挙法第 15 条第 1 項において、「一の市の区域」、「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされており、本県では、16 の選挙区が設定されているが、次のとおり見直しする意見が多数であった。

ア 大船渡選挙区と陸前高田選挙区を合区する。

イ 九戸選挙区を分割し洋野町を久慈選挙区に、軽米町及び九戸村を二戸選挙区に合区する。

なお、検討の過程において、次のような意見が交わされた。

(1) 一人区選挙区のあり方について

○一人区をできるだけ解消する方向で検討するべき（多数意見）

- ・ 前任期の議員定数等検討会議からの申し送り事項でもあること。
- ・ 一人区は、戦後の岩手県議会議員選挙において 6 割近くが無投票であり、無競争の傾向がある。無投票を重ねていくと、住民の関心がなくなっていくことから、一人区をできるだけ解消するべき。

○一人区を容認し、地域の振興度を見ながら選挙区を設定するべき（少数意見）

- ・ 前任期の議員定数等検討会議からの申し送り事項は、一人区のあり方について引き続き検討を行うことのほか、全国の事例も参考にしつつ地域間の格差是正に努め、県全体の振興を図られるよう検討することであった。
- ・ 県北沿岸振興の観点から、県北 5、沿岸 7 の定数を維持するべき。

(2) 大船渡、陸前高田選挙区について

○大船渡、陸前高田選挙区を合区する（多数意見）

- ・ 同じ気仙地域であり、一体的なつながりを保ちつつ、一人区を解消することができる。
- ・ 合区しても定数は減らず、これまでの選挙区域を越えて 2 人で地域を見ることで、より地域の意見の反映につながる。

○現状維持とする（少数意見）

- ・ 東日本大震災津波の影響もあり、復興もまだ完全に終わっていないことから、しっかり地域を見る議員を一人ずつ配置した方がいい。

(3) 遠野選挙区について

○現状維持とする（全員）

- ・遠野市の配当基数が1以上であり、配当基数1を下回っている陸前高田市とは一つの選挙区となることができるが、生活圏が異なり適当ではなく、他の市は配当基数が1以上であるため法令上、一つの選挙区となることができないため、現状維持でやむを得ない。

(4) 久慈、二戸、九戸選挙区について

○九戸選挙区のうち洋野町を久慈選挙区、軽米町及び九戸村を二戸選挙区に分割する（多数意見）

- ・現在の選挙区で試算した場合、久慈、二戸選挙区でそれぞれ定数が1減り、3選挙区の定数の合計は3となるが、九戸選挙区のうち洋野町を久慈選挙区、軽米町及び九戸村を二戸選挙区にした場合、それぞれ定数は2で合計4となり、現在の選挙区で試算した場合に比べ定数が1増え、県北振興にも資する。
- ・カシオペア連邦など、地域活動もこれを起点にして活動を行ってきており、地域の一体性、つながりを踏まえつつ、一人区を解消することができる。

○現在の3選挙区を維持（久慈、二戸選挙区にそれぞれただし書き適用）（少数意見）

- ・県北沿岸振興の観点から、県北5、沿岸7の定数を維持するべき。（県北8市町村長が県北地域の定数維持を要望している。）
- ・九戸選挙区の洋野町を久慈選挙区に、軽米町、九戸村を二戸選挙区に合区した場合、2つの選挙区の人口差は小さく、どちらにただし書きを適用するか決め手がない。
- ・現在の選挙区で試算した場合に2増になる盛岡選挙区の定数から2人を地域間格差是正のために久慈選挙区と二戸選挙区に1人ずつ割り振る。
- ・久慈選挙区にただし書きを3回連続適用しないとすれば、普代村を久慈選挙区にすることで定数2とし、九戸選挙区と二戸選挙区を現状維持としたうえで二戸選挙区にただし書きを適用する手法もある。

(5) 普代村の選挙区について

○普代村について現状維持（宮古選挙区）とする（多数意見）

- ・現在の宮古選挙区の域内での活動（東部町村議長会など）もある。
- ・現状を更に確認しながら結論を出したほうがよい。

○普代村を久慈選挙区とする（少数意見）

- ・三陸沿岸道路により交通状況も変化していることや、県の振興局、医療圏、消防・介護保険等の一部事務組合等も久慈振興圏に入っており、住民サービスの利便性を考慮すれば久慈選挙区とするべきである。

3 選挙区ごとの定数配分について（公職選挙法第 15 条第 8 項）

公職選挙法第 15 条第 8 項の規定において、各選挙区の議員の数は人口に比例して配分することとされているが、同条同項のただし書きで特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされている。

本県では東日本大震災津波などからの復興途上で、被災地の意見を県政に届ける体制を維持する必要があり、人口動態が定まらない中、選挙区ごとの定数を変更することは適当でないとの理由で、平成 27 年選挙、令和元年選挙では同条同項のただし書きを適用し盛岡選挙区の定数を 1 減し、久慈選挙区の定数を 1 増としてきた。

選挙区ごとの定数配分について、上記 2 の（4）及び（5）とあわせて検討してきたが、同条同項のただし書きを適用せず、人口に比例して配分するべきとの意見が多数であった。これにより盛岡選挙区の定数が 10 人から 11 人となる。

なお、検討の過程において、次のような意見が交わされた。

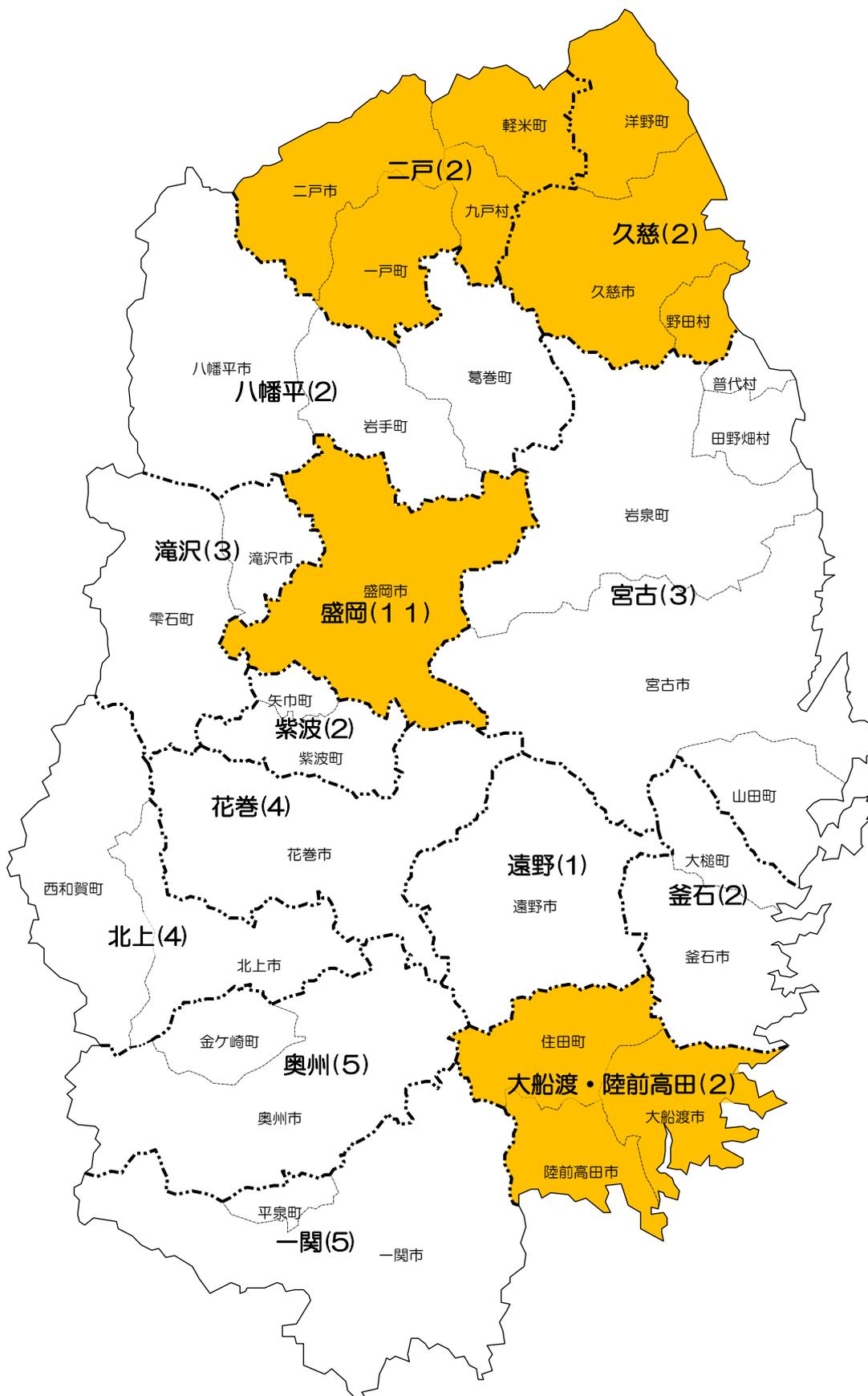
○（九戸選挙区のうち洋野町を久慈選挙区、軽米町及び九戸村を二戸選挙区に分割し、）ただし書きは適用しない（多数意見）

- ・選挙区ごとの定数は、特段の事情がない限り人口比例とすることが基本である。
- ・東日本大震災津波など大きな理由があって、これまで 2 回、久慈選挙区にただし書きを適用してきたが、今回はそのような明確な理由がなく、3 回続けてただし書き適用はするべきでない。
- ・県北だけでなく県南も県境に近い地域は人口減少が激しく、どの地域にも様々な問題がある。そういう状況のなかでも先人は、配当基数、人口比ということを基本に、安易に地域格差是正という観点でただし書きを適用しないできたのではないか。

○（現在の 3 選挙区を維持し、）久慈、二戸選挙区にそれぞれただし書きを適用（少数意見）

- ・全国で 32 都道府県がただし書き適用し、「地域間の均衡を図る」、「バランスを考慮する」、「格差是正のため」という理由が多数あり、岩手県の過去の適用事例を見ても、地域間の不均衡が増大するという判断で、ただし書きを適用している例がある。
- ・国勢調査の結果で機械的に試算した場合に 2 増になる盛岡選挙区の定数から地域間格差是正のために久慈選挙区と二戸選挙区に 1 人ずつ割り振る。
- ・久慈選挙区にただし書きを 3 回連続適用しないとすれば、普代村を久慈選挙区にすることで定数 2 とし、九戸選挙区と二戸選挙区を現状維持としたうえで二戸選挙区にただし書きを適用する手法もある。

岩手県議会議員選挙区図（見直し後）



※ 1 カッコ内の数字は選挙区の定数

※ 2 網掛けは見直しがある選挙区

選挙区の新旧対照表

旧		
選挙区		議員数
名称	区域	
盛岡	盛岡市	10
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3
大船渡	大船渡市	1
陸前高田	陸前高田市 住田町	1
花巻	花巻市	4
北上	北上市 西和賀町	4
久慈	久慈市 野田村	2
九戸	洋野町 軽米町 九戸村	1
二戸	二戸市 一戸町	2
遠野	遠野市	1
一関	一関市 平泉町	5
釜石	釜石市 大槌町	2
八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2
奥州	奥州市 金ヶ崎町	5
滝沢	滝沢市 雫石町	3
紫波	紫波町 矢巾町	2
16 選挙区	議員定数合計	48



新		
選挙区		議員数
名称	区域	
盛岡	盛岡市	11
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3
大船渡・ 陸前高田	大船渡市 陸前高田市 住田町	2
花巻	花巻市	4
北上	北上市 西和賀町	4
久慈	久慈市 野田村 洋野町	2
二戸	二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	2
遠野	遠野市	1
一関	一関市 平泉町	5
釜石	釜石市 大槌町	2
八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2
奥州	奥州市 金ヶ崎町	5
滝沢	滝沢市 雫石町	3
紫波	紫波町 矢巾町	2
14 選挙区	議員定数合計	48

選挙区ごとの定数の試算

資料 4

1 素案による試算

現行		令和2年国勢調査結果に基づく選挙区ごとの定数									
選挙区	定数 a	市町村名	人口	配当 基数	左の うち 整数 b	小数点 以下 順位	繰上 c	定数 d=b+c	議員 一人当 たりの 人口	較差	現行 定数 との差 d-a
計	48		1,210,534	-	42	-	6	48	25,219	-	0
盛岡	10	盛岡市	289,731	11.489	11	7	0	11	26,339	1.256	+1
宮古	3	選挙区計	78,961	3.131	3	10	0	3	26,320	1.255	0
		宮古市	50,369	1.997							
		山田町	14,320	0.568							
		岩泉町	8,726	0.346							
		田野畑村	3,059	0.121							
		普代村	2,487	0.099							
大船渡	1	選挙区計	58,035	2.301	2	9	0	2	29,018	1.384	+1
		大船渡市	34,728	1.377							
		陸前高田市	18,262	0.724							
		住田町	5,045	0.200							
陸前高田	1	選挙区計	0	0.000	0	15	0	0	-	-	△1
花巻	4	花巻市	93,193	3.695	3	5	1	4	23,298	1.111	0
北上	4	選挙区計	98,179	3.893	3	1	1	4	24,545	1.170	0
		北上市	93,045	3.689							
		西和賀町	5,134	0.204							
久慈	2	選挙区計	52,070	2.065	2	12	0	2	26,035	1.241	0
		久慈市	33,043	1.310							
		洋野町	15,091	0.598							
		野田村	3,936	0.156							
九戸	1	選挙区計	0	0.000	0	15	0	0	-	-	△1
二戸	2	選挙区計	50,806	2.015	2	13	0	2	25,403	1.211	0
		二戸市	25,513	1.012							
		一戸町	11,494	0.456							
		軽米町	8,421	0.334							
		九戸村	5,378	0.213							
遠野	1	遠野市	25,366	1.006	1	14	0	1	25,366	1.210	0
一関	5	選挙区計	119,184	4.726	4	3	1	5	23,837	1.137	0
		一関市	111,932	4.438							
		平泉町	7,252	0.288							
釜石	2	選挙区計	43,082	1.708	1	4	1	2	21,541	1.027	0
		釜石市	32,078	1.272							
		大槌町	11,004	0.436							
八幡平	2	選挙区計	41,942	1.663	1	6	1	2	20,971	1.000	0
		八幡平市	24,023	0.953							
		葛巻町	5,634	0.223							
		岩手町	12,285	0.487							
奥州	5	選挙区計	128,472	5.094	5	11	0	5	25,694	1.225	0
		奥州市	112,937	4.478							
		金ヶ崎町	15,535	0.616							
滝沢	3	選挙区計	71,310	2.828	2	2	1	3	23,770	1.133	0
		滝沢市	55,579	2.204							
		雫石町	15,731	0.624							
紫波	2	選挙区計	60,203	2.387	2	8	0	2	30,102	1.435	0
		紫波町	32,147	1.275							
		矢巾町	28,056	1.112							

※1 配当基数は、選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」(1,210,534/48=25,219人)で割った数であること。

※2 較差の欄は、議員一人当たりの人口が最少である八幡平選挙区を「1」とした場合の比率であること。

選挙区ごとの定数の試算

2 現行どおりの選挙区による試算

現行		令和2年国勢調査結果に基づく選挙区ごとの定数									
選挙区	定数 a	市町村名	人口	配当 基数	左の うち 整数 b	小数点 以下 順位	繰上 c	定数 d=b+c	議員 一人当 たりの 人口	較差	現行 定数 との差 d-a
計	48		1,210,534	-	40	-	8	48	25,219	-	0
盛岡	10	盛岡市	289,731	11.489	11	8	1	12	24,144	1.151	+2
宮古	3	選挙区計	78,961	3.131	3	14	0	3	26,320	1.255	0
		宮古市	50,369	1.997							
		山田町	14,320	0.568							
		岩泉町	8,726	0.346							
		田野畑村	3,059	0.121							
		普代村	2,487	0.099							
大船渡	1	大船渡市	34,728	1.377	1	12	0	1	34,728	1.656	0
陸前高田	1	選挙区計	23,307	0.924	0	1	1	1	23,307	1.111	0
		陸前高田市	18,262	0.724							
		住田町	5,045	0.200							
花巻	4	花巻市	93,193	3.695	3	6	1	4	23,298	1.111	0
北上	4	選挙区計	98,179	3.893	3	2	1	4	24,545	1.170	0
		北上市	93,045	3.689							
		西和賀町	5,134	0.204							
久慈	2	選挙区計	36,979	1.466	1	10	0	1	36,979	1.763	△1
		久慈市	33,043	1.310							
		野田村	3,936	0.156							
九戸	1	選挙区計	28,890	1.146	1	13	0	1	28,890	1.378	0
		軽米町	8,421	0.334							
		九戸村	5,378	0.213							
		洋野町	15,091	0.598							
二戸	2	選挙区計	37,007	1.467	1	9	0	1	37,007	1.765	△1
		二戸市	25,513	1.012							
		一戸町	11,494	0.456							
遠野	1	遠野市	25,366	1.006	1	16	0	1	25,366	1.210	0
一関	5	選挙区計	119,184	4.726	4	4	1	5	23,837	1.137	0
		一関市	111,932	4.438							
		平泉町	7,252	0.288							
釜石	2	選挙区計	43,082	1.708	1	5	1	2	21,541	1.027	0
		釜石市	32,078	1.272							
		大槌町	11,004	0.436							
八幡平	2	選挙区計	41,942	1.663	1	7	1	2	20,971	1.000	0
		八幡平市	24,023	0.953							
		葛巻町	5,634	0.223							
		岩手町	12,285	0.487							
奥州	5	選挙区計	128,472	5.094	5	15	0	5	25,694	1.225	0
		奥州市	112,937	4.478							
		金ヶ崎町	15,535	0.616							
滝沢	3	選挙区計	71,310	2.828	2	3	1	3	23,770	1.133	0
		滝沢市	55,579	2.204							
		雫石町	15,731	0.624							
紫波	2	選挙区計	60,203	2.387	2	11	0	2	30,102	1.435	0
		紫波町	32,147	1.275							
		矢巾町	28,056	1.112							

※1 配当基数は、選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」(1,210,534/48=25,219人)で割った数であること。

※2 較差の欄は、議員一人当たりの人口が最少である八幡平選挙区を「1」とした場合の比率であること。

関係法令

◆地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3～7略

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

◆公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

◆県議会議員の定数等に関する条例（平成14年3月29日条例第37号）

（議員の定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、県議会の議員の定数は、48人とする。

（選挙区及び各選挙区の定数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員数
名称	区域	
盛岡	盛岡市	10人
宮古	宮古市 下閉伊郡	3人
大船渡	大船渡市	1人
花巻	花巻市	4人
北上	北上市 和賀郡	4人
久慈	久慈市 九戸郡野田村	2人
遠野	遠野市	1人
一関	一関市 西磐井郡	5人
陸前高田	陸前高田市 気仙郡	1人
釜石	釜石市 上閉伊郡	2人
二戸	二戸市 二戸郡	2人
八幡平	八幡平市 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町	2人
奥州	奥州市 胆沢郡	5人
滝沢	滝沢市 岩手郡雫石町	3人
紫波	紫波郡	2人
九戸	九戸郡軽米町 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町	1人

附 則

- この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第1条の規定は、平成15年1月1日から施行する。
- 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある

者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

附則（平成17年7月11日条例第55号抄）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）（省略）

（2）（前略）第63条の規定 平成17年11月1日

（3）（前略）第64条（中略）の規定 平成18年1月1日

（4）～（6）（省略）

附則（平成18年6月26日条例第43号）

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年4月30日から施行する。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

3 県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成17年岩手県条例第2号）は、廃止する。

附則（平成23年3月16日条例第36号）

この条例は、平成23年9月26日から施行する。

附則（平成25年7月16日条例第59号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附則（平成26年7月11日条例第97号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。